

報道関係者 各位

令和4年9月8日発表

【照会先】

労働基準部 監督課 賃金室

室長 鈴木 裕充

室長補佐 井上 宏子

(代表電話)092 (411) 4578

(直通電話)092 (411) 4551

## 「福岡県最低賃金」を時間額900円に引き上げ決定 過去最高の引上げ額(30円)

福岡労働局長(安達<sup>あだち</sup> 栄<sup>さかえ</sup>)は、令和4年8月12日に福岡地方最低賃金審議会(会長<sup>ひらきしんお</sup> 平木真朗)から福岡県最低賃金を30円引き上げて時間額900円とする答申を受けました。

以後、所要の手続きを経て、福岡県最低賃金を時間額900円とする決定を行い、本日(9月8日)官報公示を行いました。

効力発生日は、令和4年10月8日(土)です。

- 1 福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。
- 2 福岡労働局では、改定された最低賃金の周知広報に努めるとともに、その履行確保を図っていきます。
- 3 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを図るための制度である「業務改善助成金」(別添資料1および2参照)が9月1日に、より使いやすく拡充されましたので、その周知も図っていきます。

参考

- 1 引上げ額・引上げ率

現行の最低賃金額 1 時間 8 7 0 円に対し、引上げ額は 3 0 円、引上げ率は 3 . 4 5 % で、日額・時間額表示から時間額単独表示となった平成 1 4 年度以降で、引上げ額、引上げ率とも過去最高になりました。

## 2 福岡県最低賃金の改正の推移（令和 3 年度まで）

年度	最低賃金額 時間額（円）	引上げ額 （円）	引上げ率 （％）
平成 2 6 年度	7 2 7	1 5	2 . 1 1
平成 2 7 年度	7 4 3	1 6	2 . 2 0
平成 2 8 年度	7 6 5	2 2	2 . 9 6
平成 2 9 年度	7 8 9	2 4	3 . 1 4
平成 3 0 年度	8 1 4	2 5	3 . 1 7
令和元年度	8 4 1	2 7	3 . 3 2
令和 2 年度	8 4 2	1	0 . 1 2
令和 3 年度	8 7 0	2 8	3 . 3 3

引上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入

## 3 業務改善助成金について

「業務改善助成金」とは、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための助成制度です。

支給対象となるのは、事業場規模 1 0 0 人以下で、労働者に支払う事業場内最低賃金と福岡県最低賃金の差額が 3 0 円以内となる事業者となっています。

また、令和 4 年 9 月 1 日より特例コースが再開、支給要件等が緩和されました。

詳細については、下記相談窓口にお問い合わせください。

**【業務改善助成金に関する相談窓口】**

最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談

業務改善助成金コールセンター (0120-366 440)

福岡働き方改革推進支援センター (0800-888-1699)

【申請に係る問合せ・受付】

福岡労働局 雇用環境・均等部 企画課 (092-411-4717)

(別添資料)

- 1 「業務改善助成金(通常コース)のご案内」(リーフレット)
- 2 「業務改善助成金(特例コース)のご案内」(リーフレット)